保育所等の入所にかかる利用調整基準の改正について

1. 背景·目的

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施にあわせ、平成27年4月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入しているが、保留通知を目的とした申込者の増加や、利用申込みをしている保護者から様々な意見が寄せられるなど、新たな課題があがっている。

そのため、保護者の疾病・障がいに関する「調整点数」の見直し、育児休業の延長が許容できる方の「調整 点数」の新設、医療的ケア児の優先利用に係る要綱の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 保護者の疾病・障がいに関する「調整点数」の見直し
 - ・保護者が障がい事由で申し込みをしている場合の、調整点数「世帯の状況」の項目における「保護者の疾病・障がいを除く」という規定の削除。

	改正前				改正後				
世帯の状況	保護者	を受けている場合。	5	「④保 護 <u>の</u> 疾 病・障 がい」 を除く	世帯の状況	保護者	を受けている場合。	3	

- (2) 育児休業の延長が許容できる方の「調整点数」の新設
 - ・育児休業の延長が許容できる方について、「調整点数△90点」の適用。

保育の代	希望する保育所等に入所できない際に、	育児休業の延長も許容できる場合。	△90
替手段			

- (3) 医療的ケア児の優先利用に係る要綱の改正
 - ・医療的ケア児の保育施設入所に関しては、通常の利用調整によらない優先枠を設け、優先利用ができるように要綱を改正。

改正前			改正後		
第	福祉事務所長は,第 13 条の保育利用の申	第	福祉事務所長は,第 13 条の保育利用の申		
17	込及び所管する区域に所在する保育所等へ	17	込及び所管する区域に所在する保育所等へ		
条	の利用について他の市町村長から受けた調	条	の利用について他の市町村長から受けた調		
	整の依頼に対して,第 15 条及び第 16 条の		整の依頼に対して, 第 15 条及び第 16 条の		
	審査及び調査に基づき、利用調整を行う。		審査及び調査に基づき、利用調整を行う。		
2	前項の規定にかかわらず,他の市町村の	2	前項の規定にかかわらず,他の市町村の		
	区域に所在する保育所等への利用申込を受		区域に所在する保育所等への利用申込を受		
	け付けた場合にあっては、福祉事務所長は、		け付けた場合にあっては、福祉事務所長は、		
	これを管轄する市町村長に対し、利用調整		これを管轄する市町村長に対し、利用調整		
	を依頼する。		を依頼する。		
3	第1項の利用調整において,特定教育・	3	第1項の利用調整において, 特定教育・		
	保育施設及び特定地域型保育事業の運営に		保育施設及び特定地域型保育事業の運営に		
	関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)		関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)		
	第42条第1項第3号の目的で連携施設を確		第 42 条第 1 項第 3 号の目的で連携施設を確		
	保している場合においては、原則として、		保している場合においては,原則として,		
	引き続き当該連携施設において受け入れて		引き続き当該連携施設において受け入れて		
	教育・保育を提供することを優先するもの		教育・保育を提供することを優先するもの		
	とする。		とする。		
		4	医療的ケアが必要な子どもの保護者が医		
			療的ケア実施園への保育利用の申込を行う		
			場合においては、原則として、第1項の利		
			用調整によらず教育・保育を優先的に提供		
			するものとする。ただし、他の市町村長か		
			ら受けた調整の依頼に基づくものは除く。		

3. 市民意見公募の結果

- (1) 実施期間: 令和元年6月27日(木)から令和元年7月29日(月)
- (2) 実施結果(寄せられたご意見):3通4件
 - ・今回の一部改正に関する意見の概要 0件
 - ・その他の意見及び提出の規定に満たない意見の概要 4件